

袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナル

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

ア 袖ヶ浦市駐車場

施設の名称	所在地
長浦駅北口駐車場	袖ヶ浦市蔵波25番地1
長浦駅臨海駐車場	袖ヶ浦市長浦1番地31
袖ヶ浦駅前第1駐車場	袖ヶ浦市奈良輪1301番地10
袖ヶ浦駅前第2駐車場	袖ヶ浦市奈良輪2丁目3番地5
袖ヶ浦バスターミナル駐車場	袖ヶ浦市坂戸市場2533番地1

イ 袖ヶ浦市自転車駐車場

施設の名称	所在地
長浦駅南口自転車駐車場	袖ヶ浦市蔵波10番地3
長浦駅北口自転車駐車場	袖ヶ浦市蔵波25番地3
袖ヶ浦駅南口第1自転車駐車場	袖ヶ浦市奈良輪1丁目12番地2
袖ヶ浦駅南口第2自転車駐車場	袖ヶ浦市奈良輪2丁目6番地5
袖ヶ浦駅北口自転車駐車場	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目37番地1
横田駅前自転車駐車場	袖ヶ浦市横田2173番地4
袖ヶ浦バスターミナル自転車駐車場	袖ヶ浦市坂戸市場2534番地4

ウ 袖ヶ浦バスターミナル

施設の名称	所在地
袖ヶ浦バスターミナル	袖ヶ浦市坂戸市場2533番地1

(2) 設置目的

通勤、通学等の交通手段として多く利用される、鉄道やバスへの接続的機能として、駐車場、自転車駐車場及びバスターミナルを設置し、市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 駐車場、自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの利用承認等に関する業務

イ 利用承認に伴う使用料の収納に関する業務

ウ 駐車場、自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの運営に関する業務

エ 駐車場、自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの施設及び設備

の維持管理に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

高齢化社会の進展に伴い、健康で働く意欲のある高齢者が急増し、雇用の場の確保が求められている。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）においても、国及び地方公共団体は高齢者の就業機会確保のため、必要な処置を講ずるよう努めなければならないとされており、本市においても本主旨に沿った事業を展開しているところである。

このような中、袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの管理については、利用案内や料金徴収等きめ細やかな対応が求められており、様々な経験を有する人材を配置することができる公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターが最適である。また、同団体の目的にも合致しており、高齢者の地域雇用も確保することができる。

以上により、地域の密着度が高く、高齢者の地域雇用確保にも貢献していることから、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
所 在 地	袖ヶ浦市飯富1604番地
設立年月日	平成4年4月1日
資 本 金	一
従 業 員 数	225人 ※令和7年11月1日時点
主たる業務 内 容	1 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供 2 高年齢者の就業に関する調査及び研究 3 高年齢者の就業に関する相談 4 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者の就業

機会の確保及び組織的な提供

- 5 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高年齢者のための無料の職業紹介事業
- 6 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施
- 7 その他前各号の事業を達成するために必要な事業

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

指定管理者としての経験や実績に基づき、市民ニーズに即したサービスの向上及び経営の合理化を図り、適切な施設管理に努める。

新規利用者の確保及び継続的な利用がされるよう、ホームページを活用し、利用についての案内を行うほか、より良いサービスを提供するため、施設の環境整備、管理人研修、施設の改善等を行い利便性の向上に努める。

自転車駐車場においては、定期利用者の受付案内を広報そでがらに掲載し、利用者の増加を図る。

また、袖ヶ浦市駐車場及び自転車駐車場は、JRの駅やバスターミナルの周辺に立地し、市の玄関口となっていることから、駅前広場、道路等の清掃など、環境美化対策を併せて実施する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度 6 4, 3 5 8 千円

令和 9 年度 6 5, 4 9 9 千円

令和 10 年度 6 6, 7 2 0 千円

令和 11 年度 6 7, 9 0 9 千円

令和 12 年度 6 9, 1 5 1 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 10 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出

された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市駐車場、袖ヶ浦市自転車駐車場、袖ヶ浦バスターミナル
【非公募】

応募団体：公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター

評 価 点 数	1 6 4 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそれ がないこと。 (指定手続条例 第 5 条第 1 項第 1 号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであること。 (指定手続条例 第 5 条第 1 項第 2 号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図るための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び当該施設の効用を最大限に發揮させるための手法	31		0	17	24	31	21
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	15
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 盤を有するものであ ること。 (指定手続条例 第 5 条第 1 項第 3 号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	24
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	6
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例 第 5 条第 1 項第 4 号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	164

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。